介護老人福祉施設みどり園運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人立石会が設置する介護老人福祉施設みどり 園(以下「施設」という)の運営について、必要な事項を定め業務の 適正且つ円滑な執行と入所者処遇の充実並びに生活の安定と安全を図 ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 入所したい、入所させたい施設づくりを目指し、入所者が快適な住み よい環境の中で、心豊かに生活できるよう自主尊重を基本とし、食事、 排泄、入浴、相談、健康管理、余暇活動等、また社会生活上の便宜を 図るなど生活全般における支援を行う。

第2章 事業所の名称等

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 介護老人福祉施設みどり園 所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937番地

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は90名とする。

(利用料等)

- 第5条 施設サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額とし、入所者負担は利用者負担割合に応じた額を徴収する。
- 2 食費・居住費は、実費である別表1の額を徴収する。
- 3 理美容代は、実費である別表1の額を徴収する。
- 4 利用料の支払方法は、銀行振込または口座自動引き落としのどちらか を選択してもらうものとし、利用料は毎月10日までに前月分を請求 し、15日以降に徴収するものとする。

(サービス内容)

- 第6条 施設は、入所者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神 ケア、健康管理及び療養上の援助、機能訓練、社会生活上の便宜、日 常生活上の支援を提供するものとする。
- 2 施設が入所者に対して実施するサービスの内容は、介護支援専門員の 作成する施設介護サービス計画に基づき、サービスを提供するものと する。

(職制)

- 第7条 施設の職制は、次のとおりとする。
- 1 施設に施設長、課長、係長及び、主任をおくことができる。
- 2 施設長、課長、係長及び主任に補佐をおくことができる。
- 3 前職の職位のほか必要な職位を置くことができる。

(職 責)

- 第8条 職員の職責は、次のとおりとする。
- 1 施設長は施設の業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 課長、係長及び主任は施設長の命を受け、係の業務をつかさどり、所 属職員を指揮監督する。
- 3 前項に定める職員以外は、上司の命を受け、担任の業務に従事する。
- 4 職員は、業務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって、上司に報告するものとする。

(職員の職種及び員数)

第9条 施設に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする

1	施設長	1名	(兼務)
2	医師	2名	(嘱託医)
3	生活相談員	2名	(兼務)
4	介護職員	39名	(兼務)
5	看護職員	6名	(兼務)
6	介護支援専門員	1名	(兼務)
7	機能訓練指導員	2名	(兼務)
8	管理栄養士	1名	(兼務)
9	調理師	8名	(兼務)

(職務内容)

- 第10条 職員は、入所者を主体性のある個人として尊びプライバシーを尊重し、 個々にあった自立支援と自己決定の観点に立って入所者が安寧に過ご せるような処遇に努める。
- 2 施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員管理、業務 の実施把握その他の管理を一元的に行う。
- 3 医師は、入所者及び職員の診察、健康管理及保健衛生指導に従事する。
- 4 生活相談員は、入所者の入所・退所に係る手続き、生活相談、面接、 身上調査、統計並びに入所者処遇の企画及び実施、入所者の教養娯楽、 入所者の金銭管理、関係機関との連絡、諸手続き、身元引受人等並び に地域住民の各種相談、地域福祉活動に従事する。
- 5 介護職員は、入所者の日常生活上の介護、相談及び入所者の教養娯楽 並びに処遇記録の整備保管に従事する。
- 6 看護職員は、入所者及び職員に対する医師の診療の補助及び看護並び に協力病院との連絡・調整及び諸手続、入所者、職員の保健衛生管理 に従事するほか、医師の指導を受けて診療所の管理運営を行う。
- 7 介護支援専門員は、入所者に係る要介護認定の申請代行及び入所者の サービス内容に係る施設サービス計画書の作成に従事し、職員と共に サービス内容の改善を図る。
- 8 機能訓練員は、入所者の機能回復に必要な訓練及び機能低下を予防する業務に従事する。
- 9 管理栄養士は、入所者の栄養ケアサービス計画書の作成、献立作成、 栄養量計算、材料の検査及び給食記録を行い、入所者の栄養管理に従 事する。
- 10 調理師は、給食業務に従事する。

第3章 運営に関する重要事項

(入所手続き)

第11条 施設への入所は、入所申込書の提出により、対象者の事情を考慮し、 施設の入所判定会議にて決定することとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第12条 施設の入所に際し、入所者は1名以上の身元引受人を選任することと する。
- 2 施設の入所に際し、施設は入所申込者若しくはその身元引受人に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した書類を交付説明の上、 同意をする旨の書類に署名(記名押印)を受けることとする。

(秘密保持)

- 第13条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその身元引受人等の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設の職員は、入所者に医療上、緊急の必要性がある場合は、医療機 関等に入所者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 施設の個人情報に関する取扱は、別途定める個人情報保護規程に基づ くものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 施設は、入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やか に当該施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずると ともに、当該入所者の身元引受人等に対して連絡を行うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 施設は、非常災害に対する計画を定め、定期的にその訓練を実施し万 全の対策を講ずるとともに、入所者が、常に防災に努めるよう指導し なくてはならない。

(防災訓練)

第17条 所轄消防署等との連絡をとり、年2回以上の総合防災訓練を行うものとする。

(災害時の措置)

- 第18条 災害等により、入所者が事故にあった場合は、速やかに適切な措置を とるとともに、直ちに関係機関及び身元引受人等に連絡しなければな らない。
 - 2 施設は非常災害発生時において、入所者に対してサービスを継続的に 提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

- 第19条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の各号に 定める措置を講じる。
 - 2 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の指針を整備するとともに、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非

- 常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従った必要な措置を講じる。
- 3 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の委員会及 び研修を定期的に実施する。

(虐待防止)

- 第20条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の各号に定める 措置を講じる。
 - 2 施設における虐待が発生した場合の対応及び再発防止等のための指針 を整備する。
 - 3 虐待防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に実施する。
 - 4 入所者及び家族等からの虐待に関する苦情処理体制を整備する。
 - 5 虐待に関する相談の受け入れ、成年後見制度の利用支援等その他の 虐待防止に必要な措置を講じる。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成17年10月1日改正、施行する。
- この規程は、平成18年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成19年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成20年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成21年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成22年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成23年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成24年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成24年11月1日改正、施行する。
- この規程は、平成25年3月1日改正、施行する。
- この規程は、平成25年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成27年8月1日改正、施行する。
- この規程は、平成28年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成29年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成30年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成31年4月1日改正、施行する。
- この規程は、令和元年10月1日改正、施行する。
- この規程は、令和3年4月1日改正、施行する。
- この規程は、令和3年8月1日改正、施行する。
- この規程は、令和5年4月1日改正、施行する。
- この規程は、令和6年4月1日改正、施行する。
- この規程は、令和6年8月1日改正、施行する。
- この規程は、令和7年4月1日改正、施行する。

別表1食費1日当たり自己負担額1,480円居住費1日当たり自己負担額920円理美容代1回につき1,500円~2,500円